

労働者派遣事業に関する情報提供について

一般財団法人 公園財団

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項及び同法施行規則第 18 条の 2 に基づき以下のとおり情報提供します。

1. 派遣労働者の数	令和 5 年度 実績なし
2. 派遣先の数	
3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額	
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額	
5. マージン率	
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の協定を締結しているか否かの別	
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	